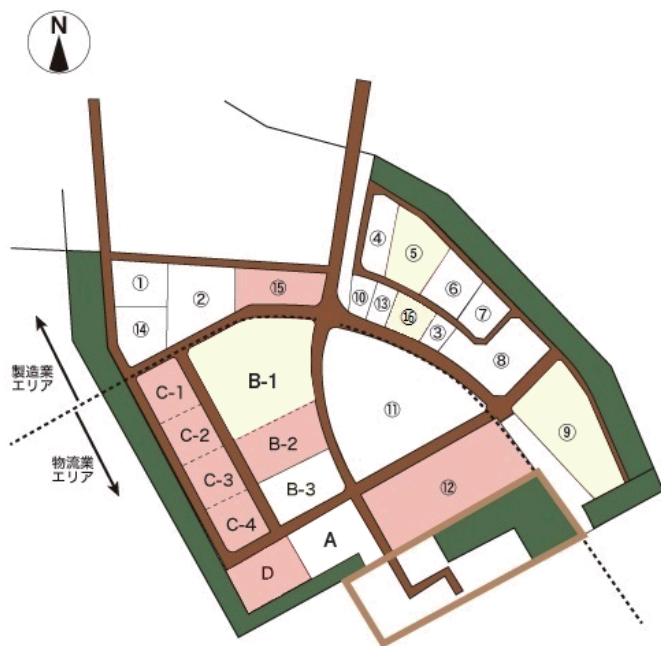




分譲中 道路 公共緑地 契約済 交渉中 ふ頭用地

※企業庁ホームページ最新情報



御津1区 航空写真(2023年9月撮影)



© いなりんぱ

豊川市の特徴



豊川市長 竹本 幸夫

本市は愛知県東三河地域に位置し、気候が温暖で自然環境も素晴らしい土地柄にあります。また、市内には豊川インターチェンジと音羽蒲郡インターチェンジの2つの東名高速道路のインターチェンジ、国道1号や国道23号名豊道路があり、御津1区では水深5.5mの岸壁を有する三河港御津ふ頭など、産業面におけるアクセス環境も整っております。現在分譲中の御津1区第2期分譲用地には市独自の支援制度もございますので企業立地をご検討の際にはお気軽にお問合せください。

■御津1区第2期分譲用地取得事業補助金

愛知県企業庁から御津1区第2期分譲用地を取得し、取得後3年以内に自らが操業するために工場等を新設した場合に、製造業用地については用地取得費100分の20以内の額(限度額2億円)、流通施設・保管施設用地については用地取得費の100分の10以内の額(限度額2億円)の補助金を10年間にわたり年度ごとに分割して交付します。

<対象経費>

・用地取得費

<対象となる施設>

・製造業又はその研究開発の事業の用に供する施設
・運輸の事業の用に供する施設

<交付要件>

・分譲用地の取得面積が3,000㎡以上であること
・工場等の建築面積が取得面積の100分の20以上であること
・市税を滞納していないこと

※製造業用地と流通施設・保管施設用地を同時取得の場合は、それぞれの要件が必要

■御津1区第2期分譲用地企業立地奨励金

愛知県企業庁から御津1区第2期分譲用地を取得し、取得後3年以内に自らが操業するための工場等を新設した場合に、新設した工場等(家屋)に係る固定資産税相当額を奨励金として3年間交付します。

<対象経費>

・新設した工場等(家屋)に係る固定資産税

<対象業種>

・御津1区第2期分譲用地取得事業補助金に同じ

<交付要件>

・御津1区第2期分譲用地取得事業補助金に同じ

■企業立地促進制度

市内の工業専用地域等において新たに取得、または愛知県企業庁から直接借り受けた土地に、自らが操業するために工場等を新築または増設した場合に奨励金を交付します。

<対象経費>

1. 立地奨励金

新たに取得した土地及び家屋の固定資産税の最初の課税年度から3年間の納付相当額(上限なし)を交付します。

2. 雇用促進奨励金

豊川市内に住所を有する方を新たに雇用した場合、一定の条件を満たす新規雇用従業員の数に30万円を乗じて得た額(上限は1,200万円)を交付します。

■豊川市内企業再投資促進補助金

豊川市内における再投資を支援するため、20年以上市内に立地する企業が工場等の新增設等を行う場合に、愛知県「新あいち創造産業立地補助金(Aタイプ)」と連携して補助金を交付します。

<対象経費>

土地を除く固定資産取得費用(新增設に係る工場建設費、機械装置費等)
(補助率)中小企業・中堅企業：10%以内(市支援分は5%以内)

大企業(みなし大企業を含む)：8%以内(市支援分は4%以内)

(限度額)10億円(市支援分は5億円)

※対象分野、交付要件など詳細については産業環境部企業立地推進課までお問合せください。

<詳細は下記HPをご覧ください>

<https://www.city.toyokawa.lg.jp/soshiki/sangyokankyo/kigyorichi/2/1/1/935.html>

